資料３

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更について
（漁業信用保険業務）

現行の保険料率の適用について、漁業近代化資金（以下「近代化資金」という。）及び日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）資金について、上限設定や、併用できないなどの制度的理由から事業資金を併せて活用せざるを得ず、同一の設備等に係る融資の中で異なる保険料率が適用される等、必ずしも合理的とは言えない実態があり、このことが保証利用者の負担感や制度利用忌避の一因にもなっている。

このことについて、令和７年２月の漁業信用保険業務運営委員会において、出資者の委員から改善を求める意見があったところ、令和７年 12 月 11 日に開催された漁業信用保険料率算定委員会において、上記の近代化資金（５号資金を除く※）との補完融資及び公庫（漁業経営安定資金、農林漁業セーフティネット資金及び漁業経営改善支援資金のうち運転資金を除く。）との協調融資における事業資金について、漁業者等の負担及び持続的な制度運営に配慮しつつ、より合理的な料率の適用及び制度利用の促進を図るため、近代化資金と同等の低廉な保険料率（0.17%）を令和８年４月より適用する旨決定したため、これに伴い「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書」の該当部分を変更するもの。

※　養殖用種苗や育成資金を対象とする近代化資金の５号資金については、近代化資金で認定されない経費も事業資金で併せて調達されている事例があることを踏まえ対象から除外している。

また、沖縄振興開発金融公庫法施行令を引用している業務方法書の規定について、当該法令の改正に伴う所要の技術的修正を行うもの。

（変更内容）

１．保険料率の変更

別表４漁業信用保険業務の保険料率に規定する事業資金の保証保険料率について、中小漁業者が総トン数 20 トン以上の動力漁船を使用して漁業を営む者の場合は、保険料率を「年 1.05%（災害特例適用の場合は年 0.66%）」から「年 1.05%又は年 0.17%※（災害特例適用の場合は年 0.66%

又は年 0.14%※)」とし、その他の者は「年 0.77%（災害特例適用の場合は年 0.43%)」から「年 0.77%又は年 0.17%※（災害特例適用の場合は年 0.43%又は年 0.09%※)」に変更する。
※ 近代化資金の補完融資・公庫の協調融資の場合は低位の保険料率を適用する。

２．法令の改正に伴う変更

別表４漁業信用保険業務の保険料率（注）（１）のうち、「沖縄振興開発金融公庫法施行令第２条第１号ヨからネまで若しくは第 18 号に掲げる資金」について、「沖縄振興開発金融公庫法施行令第２条第１号ヨからネまで若しくは第 21 号に掲げる資金」に変更する。

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書
（平成 15 年 10 月 3 日認可）新旧対照表

（下線部分は変更部分）

変更後

第１章～第９章　（略）

別表１～３　（略）

別表４　漁業信用保険業務の保険料率

保証保険

資金等種類 ＼ 中小漁業者等	総トン数 20 トン以上の動力漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第２条第２項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用して漁業を営む者	その他の者
漁業近代化資金	年 0.17%（災害特例あり）	年 0.17%（災害特例あり）
漁業経営改善促進資金	年 0.30%（災害特例あり）	年 0.22%（災害特例あり）
沿岸漁業改善資金	－	年 0.22%
金融公庫資金	年 0.45%（災害特例あり）	年 0.22%（災害特例あり）
公害防止資金及び災害資金	年 0.34%	年 0.34%
経営維持資金	年 1.20%	年 1.20%
生活資金	年 0.22%	年 0.22%
事業資金	年 1.05%又は年 0.17%（災害特例あり）	年 0.77%又は年 0.17%（災害特例あり）
漁協等保証債務	年 0.45%	年 0.22%

変更前

第１章～第９章　（略）

別表１～３　（略）

別表４　漁業信用保険業務の保険料率

保証保険

資金等種類 ＼ 中小漁業者等	総トン数 20 トン以上の動力漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第２条第２項に規定する動力漁船をいう。以下同じ。）を使用して漁業を営む者	その他の者
漁業近代化資金	年 0.17%（災害特例あり）	年 0.17%（災害特例あり）
漁業経営改善促進資金	年 0.30%（災害特例あり）	年 0.22%（災害特例あり）
沿岸漁業改善資金	－	年 0.22%
金融公庫資金	年 0.45%（災害特例あり）	年 0.22%（災害特例あり）
公害防止資金及び災害資金	年 0.34%	年 0.34%
経営維持資金	年 1.20%	年 1.20%
生活資金	年 0.22%	年 0.22%
事業資金	年 1.05%（災害特例あり）	年 0.77%（災害特例あり）
漁協等保証債務	年 0.45%	年 0.22%

融資保険　（略）	融資保険　（略）
（注）	（注）
（1）金融公庫資金とは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法別表第１第８号の下欄のヨからソまで、ネ若しくはナに掲げる資金若しくは水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和 52 年法律第 93 号）第１項に規定する資金の貸付けを受け、又は沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法施行令第２条第１号ヨからネまで若しくは第 21 号に掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸し付ける資金のうち、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に対して貸し付ける資金をいう。	（1）金融公庫資金とは、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法別表第１第８号の下欄のヨからソまで、ネ若しくはナに掲げる資金若しくは水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和 52 年法律第 93 号）第１項に規定する資金の貸付けを受け、又は沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法施行令第２条第１号ヨからネまで若しくは第 18 号に掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸し付ける資金のうち、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に対して貸し付ける資金をいう。
（2）～（6）　（略）	（2）～（6）　（略）
（7）事業資金とは、漁業近代化資金、公害防止資金、災害資金及び(1)から(6)までに定める資金以外の資金をいう。なお、事業資金のうち、漁業近代化資金（漁業近代化資金融通法施行令（昭和 44 年政令第 209 号）第２条の表第５号に掲げる資金を除く。(9)において同じ。）の補完融資又は株式会社日本政策金融公庫法別表第１第８号の下欄のカ、ヨ若しくはツからナまでに掲げる資金との協調融資に係るものの保険料率は、資金等種類に対応する保険料率のうち低位の保険料率を適用する。	（7）事業資金とは、漁業近代化資金、公害防止資金、災害資金及び(1)から(6)までに定める資金以外の資金をいう。
（8）（略）	（8）（略）
（9）保証保険の保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第２条第１項の規定により激甚災害として指定された災害又は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用された災害により被災した中小漁業者等が借り入れる漁業経営等の再建を図るために必要な資金について、漁業信用基金協会（その支所を含む。以下この号において同じ。）が保証料率の引下げを行う場合（基本の保証料率に対する引下げ幅が 30％以上の場合に限る。）において、当該漁業信用基金協会の申請に基づき信用基金が適当	（9）保証保険の保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第２条第１項の規定により激甚災害として指定された災害又は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用された災害により被災した中小漁業者等が借り入れる漁業経営等の再建を図るために必要な資金について、漁業信用基金協会（その支所を含む。以下この号において同じ。）が保証料率の引下げを行う場合（基本の保証料率に対する引下げ幅が 30％以上の場合に限る。）において、当該漁業信用基金協会の申請に基づき信用基金が適当

と認めたときに適用する。その水準については、次のとおりとする。なお、事業資金のうち、漁業近代化資金の補完融資又は株式会社日本政策金融公庫法別表第１第８号の下欄のカ、ヨ若しくはツからナまでに掲げる資金との協調融資に係るものの保険料率は、資金等種類に対応する保険料率のうち低位の保険料率を適用する。

中小漁業者等 / 資金等種類	総トン数20トン以上の動力漁船を使用して漁業を営む者	その他の者
漁業近代化資金	年0.14%	年0.09%
漁業経営改善促進資金	年0.16%	年0.11%
金融公庫資金	年0.26%	年0.11%
事業資金	年0.66%又は年0.14%	年0.43%又は年0.09%

と認めたときに適用する。その水準については、次のとおりとする。

中小漁業者等 / 資金等種類	総トン数20トン以上の動力漁船を使用して漁業を営む者	その他の者
漁業近代化資金	年0.14%	年0.09%
漁業経営改善促進資金	年0.16%	年0.11%
金融公庫資金	年0.26%	年0.11%
事業資金	年0.66%	年0.43%

附　則

１　この業務方法書の変更は、令和８年４月１日から施行する。

２　別表４の変更の施行前に成立している保険関係に係る保険料率については、なお従前の例による。